

平成 10 年度環境庁委託事業

ローカルアジェンダ²¹ 策定状況 及びその内容等に関する調査

報 告 書

平成 11 年 3 月

(財)地球・人間環境フォーラム

はじめに

「Think globally, Act locally」という言葉が国際的によく用いられるようになってから久しいが、この言葉が意味するように、地球温暖化などの地球規模の環境問題も、われわれの地域生活での様々な活動がその原因となっている場合が多い。地球環境問題を解決する上で、常に住民と向き合っている地方公共団体に積極的な取り組みが求められている所以である。このことは 1992 年 6 月の地球サミットで採択されたアジェンダ 21 第 28 章においても謳われ、国際的な認識として定着してきている。

ローカルアジェンダ 21 は、持続可能な社会をめざした地域全体の行動計画の策定および実施プロセスであり、地方公共団体、住民、企業、各種団体などの地域のあらゆるプレイヤーが地域の持続可能な社会像をまず共有することからはじまる。と書くと非常に難しい高度な話のように聞こえるが、要は、「自分たちの地域を持続可能なものに変えていくためには、どうしたらよいか。こうしよう、ああしよう」といろいろな人たちが寄り集まって智恵を出し合い、それを実施していくことだ。そのとき、地方公共団体は、住民や企業やその他のプレイヤーが集まってくる「核」として重要な役割を果たすことになる。

本報告書は、ローカルアジェンダ 21 の内外の動向、国内の事例等を紹介することにより、地方公共団体をはじめローカルアジェンダ 21 に策定・実施に関わる様々な方々の活動に資することを目的として、環境庁地球環境部からの委託業務として平成 10 年度行った「ローカルアジェンダ 21 策定状況及びその内容等に関する調査」の結果をとりまとめたものである。本調査は 2 カ月間という時間的な制約から、ローカルアジェンダ 21 に関する量的な調査を行うことは断念し、国内の地方公共団体等によって策定されたローカルアジェンダ 21 の事例調査による全体的な傾向の把握を試みた。調査対象は、訪問取材を行い事例研究で紹介されている 13 のローカルアジェンダ 21 および資料調査を行った 29 事例である。これを補うため、「2 ローカルアジェンダ 21 をめぐる国際的な動向」では、ICLEI（国際環境自治体協議会）の「ローカルアジェンダ 21 策定状況調査～地方自治体、政府機関、国際機関によるアジェンダ 21 への取り組みに関する調査」の概要を紹介した。「4 事例研究」は国内のローカルアジェンダ 21 の事例のうち、13 事例をピックアップし、取材をおこなった結果を調査項目ごとにまとめたものである。取り上げた事例はあくまで入手できる情報から得られた例示であり、この他にもさまざまな地域において独自のローカルアジェンダ 21 の取り組みがなされている可能性があることについては論を待たない。

最後に、取材に応じていただいた各地方公共団体のご担当者の方々、市民団体の方々、相談にのっていただいた環境自治体会議の中口毅博さん、その他ご協力いただいた方々に御礼申し上げます。本報告書が各地域におけるローカルアジェンダ 21 の取り組みの参考として利用していただければ幸いです。

平成 11 年 3 月

（財）地球・人間環境フォーラム

ローカルアジェンダ 21 策定状況及びその内容等に関する調査 目次

| | | |
|-------------------|-----------------------------------|-----|
| 1 | ローカルアジェンダ 21 とは | 1 |
| (1) | 歴史的背景 | 1 |
| (2) | ローカルアジェンダ 21 の定義・ポイント | 1 |
| (3) | 地方公共団体とローカルアジェンダ 21 | 4 |
| 2 | ローカルアジェンダ 21 をめぐる国際的な動向 | 7 |
| (1) | 国際的なローカルアジェンダ 21 策定状況 | 7 |
| (2) | ローカルアジェンダ 21 策定のアプローチ | 9 |
| (3) | 評価の仕組みづくり | 10 |
| 3 | 国内でのローカルアジェンダ 21 の取り組み | 11 |
| (1) | ローカルアジェンダ 21 策定状況 | 11 |
| (2) | ローカルアジェンダ 21 の内容 | 13 |
| 1) | 市民参加の工夫 | 14 |
| 2) | 数値目標の設定 | 15 |
| 3) | ローカルアジェンダ 21 の共通構成要素 | 18 |
| 4) | 地域特性を活かした計画づくり | 19 |
| 5) | フォローアップ体制 | 19 |
| 6) | ローカルアジェンダ 21 策定の成果 | 20 |
| 4 | 事例研究 | 21 |
| 都道府県レベル | | |
| 事例研究 1 | アジェンダ 21 桂川・相模川 | 22 |
| 事例研究 2 | 北海道地球環境保全行動指針（アジェンダ 21 北海道） | 29 |
| 事例研究 3 | アジェンダ 21 かながわ | 34 |
| 事例研究 4 | 京と地球の共生計画～京都府地球環境保全行動計画 | 37 |
| 政令指定都市 | | |
| 事例研究 5 | ローカルアジェンダ 21 さっぽろ（北国のエコアクションさっぽろ） | 44 |
| 事例研究 6 | 京（みやこ）のアジェンダ 21 | 48 |
| その他の地方公共団体 | | |
| 事例研究 7 | えべつアジェンダ 21 | 53 |
| 事例研究 8 | 志木市環境基本計画 | 56 |
| 事例研究 9 | 世田谷区環境行動指針 | 66 |
| 事例研究 10 | 日野市環境基本計画 | 74 |
| 事例研究 11 | 21 いいだ環境プラン | 80 |
| 事例研究 12 | 豊中アジェンダ 21 - 地球環境を守るとよなか市民行動計画 | 92 |
| 事例研究 13 | 水俣市環境基本計画 | 100 |

本報告書における用語の定義

本報告書においては、ローカルアジェンダ 21 の定義として

| |
|---|
| 地域の持続可能な開発の優先課題に対応する長期戦略的行動計画の準備と実施を通じて、アジェンダ 21 の目標を地域レベルで達成するための市民参加型のマルチセクタープロセス |
|---|

という ICLEI（国際環境自治体協議会）の定義を用いました。

ただし、調査の対象としては、上記の定義、および『ローカルアジェンダ 21 策定ガイド』（平成 7 年 6 月）で述べられているローカルアジェンダ 21 の 3 つの要件（持続的な社会の実現を目指すものであること、具体的な行動のあり方を示す行動計画であること、市民等の参加を経て策定されること）を念頭におきつつ、

ア) 各策定主体が「ローカルアジェンダ 21」として策定したすべての計画

イ) ローカルアジェンダ 21 と目されるその他の計画

- という最も幅広い範囲を調査対象としています。

1 ローカルアジェンダ 21 とは

(1) 歴史的背景

ローカルアジェンダ 21 の策定の取り組みは 1992 年ブラジルで開催された「環境と開発に関する国際会議」(UNCED、別名地球サミット)で採択された「アジェンダ 21」¹に遡ることができる。これは、同会議で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」の実現のための行動計画として策定されたもので、世界が直面している環境と開発に関するあらゆる問題を幅広く捉えた膨大な文書であり、1000 を超える数多くの行動をとりまとめたものである。

このローカルアジェンダ 21 の第 28 章において、「アジェンダ 21 で提起されている諸問題及び解決策の多くが、地域的な解決に根ざしているものであることから、地方公共団体の参加及び協力が目的達成のために決定的な要素になる」として、その実施に重要な役割を担う地方公共団体がローカルアジェンダ 21 という地域における行動計画を策定することを求めている。さらに、アジェンダ 21 第 28 章 28 項においては「1996 年までに、各国の地方自治体の大半は地域住民と協議し、当該地域のための『ローカルアジェンダ 21』についての合意を形成すべきである」とされている。

そもそも「ローカルアジェンダ 21」のコンセプトは世界中の地方自治体が地球サミットの取り決めを実施するための枠組みとして、1991 年国際環境自治体協議会 (ICLEI) によって考案された。ICLEI はパートナーである各国地方自治体連合や地方自治体機関 (LGO) と共に 1991 年～92 年の UNCED 準備期間中にローカルアジェンダ 21 の普及に力を注いだ。地球サミット後、多くの地方自治体はそれぞれの地方の状況に適合したローカルアジェンダ 21 の取り組みを進めていった。

我が国では 1993 年 12 月、「アジェンダ 21」行動計画を地球環境保全に関する関係閣僚会議において決定し、アジェンダ 21 全般に関して推進すべき施策を整理し、その実施を図っている。平成 7 年 6 月には環境庁によりローカルアジェンダ 21 策定のための配慮事項やポイントを重点的にとりまとめた「ローカルアジェンダ 21 策定ガイド」が作成された。

(2) ローカルアジェンダ 21 の定義・ポイント

地球サミットにおいて、「持続可能な発展 sustainable development」という考え方がはっきりと打ち出され、これは現在、国際社会の合意として定着してきた。アジェンダ 21 においても前文において「環境と開発を統合し、これに大きな関心を払うことにより、人間の生存にとって基本的ニーズを充足させ、生活水準の向上を図り、生態系の保護と管理を改善し、安全でより繁栄する未来へつなげることができる」など、この概念を色濃く反映させている。持続可能な発展とは「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすこと」²とされており、地球環境が有限であること、人間も地

¹ アジェンダ (agenda) は「課題」「今から取り組むべきことの一覧表」という意味である。

² 環境と開発に関する世界委員会「Our Common Future」(1987 年)

球生態系の一員であることを認識し、その限られた環境の中で人々の生活の質的改善を継続的に達成していこうとするものである。

ローカルアジェンダ 21 の策定キャンペーンを行っている ICLEI（国際環境自治体協議会）では、ローカルアジェンダ 21 を次のように定義している³。

地域の持続可能な開発の優先課題に対応する長期戦略的行動計画の準備と実施を通じて、アジェンダ 21 の目標を地域レベルで達成するための市民参加型のマルチセクタープロセス

ここでは、ローカルアジェンダ 21 として策定された成果物である「行動計画」そのもののみならず、その策定プロセス、実施プロセスをも含めている。言い換えるとローカルアジェンダ 21 は、**持続可能な社会の実現をめざし、地域の各主体（地方公共団体、住民、企業、各種団体など）が共通の地域の社会像を共有し、そのための行動計画を策定していくこととなる。**換言すれば、「ローカルアジェンダ 21」と題した冊子が完成しているかどうか、またその完成度自体もさることながら、そのプロセスにいかに多くの主体を取り込んでいったが、また策定プロセスに参加した主体がいかにこれを実施していくことが問題となる。

地方公共団体が中心となってこのローカルアジェンダ 21 を策定する際には、以下の 3 つの基本的要素が求められる（『ローカルアジェンダ 21 策定ガイド』平成 7 年 6 月・（財）地球・人間環境フォーラム）。

持続的な社会の実現を目指すものであること
具体的な行動のあり方を示す行動計画であること
市民等の参加を経て策定されること

については、一般的に言えば、環境基本法で謳われているような「資源・エネルギー等の面において、より一層の効率化を進め、物の再利用や再生使用を更に組み込み、また浪費的な使い捨ての生活習慣を見直すなど、その内容の変化を伴う健全な経済の発展を図り、環境負荷の少ない経済社会を構築していくこと」である。この認識のもとに個々の地域において、自分たちの**地域ならではの将来像を描くこと、そしてこれを共有するための議論を積み重ねることが重要である。**

この地域の将来像を描いていくという作業は、「地域づくり」と密接な関わりをもっている。多く地域においては、独自の自然風土を活かした地域の活性化として多くの取り組みがなされてきた。例えば宮崎県・綾町では、昭和 58 年に制定した「綾町憲章」で「自然生態系を生かし育てる町」を謳い、豊かな照葉樹林を生かした地域づくり、有機農業の振

³ 「ローカルアジェンダ 21 策定状況調査～地方自治体、政府機関、国際機関によるアジェンダ 21 への取り組みに関する調査」（1997 年 10 月、国際環境自治体協議会 ICLEI）。

興に取り組んでいる。また、山形県朝日町では、昭和 50 年代頃から、地域の豊かな自然環境に着目し、住民参加による「エコミュージアム構想」を積極的に推進している。同町では平成 2 年に「地球にやさしい町」宣言を行い、また平成 4 年には「朝日町空気の日条例」を制定した。これらの事例は、「ローカルアジェンダ 21」として策定されているわけではないが、持続可能な地域社会の実現をめざしたものであり、ローカルアジェンダ 21 に類似した要素を多く含んだものとなっている。

の「具体的な行動のあり方を示す行動計画であること」という要素については、どのような目標に向かって、いつまでに、どのような行動をとればいいのか、より具体的な行動計画を示していくことがポイントである。ただし、ここでいう行動計画は法律で定められた行政上の計画とは異なり、より多くの人々の参加を促すことが主要な目的の一つとなるため、地域の実情にあわせたもの、内容に幅を持たせたものとなる。

の市民参加はローカルアジェンダ 21 が社会全体の行動計画である以上、基本的本質的な重要な要件である。アジェンダ 21 においては、「ローカルアジェンダ 21 は、地方公共団体が地域住民等と協議して合意を形成すること」とされ、さらに「協議と合意形成の過程を通じて、地方公共団体は市民や地域社会、産業・商業団体から学び、最善の戦略を策定するために必要な情報を得ることになる」とあるように、ローカルアジェンダ 21 を策定する過程が、自治体自らの環境自治体としての資質を高めるとともに、市民の環境意識を高める環境学習そのものであるとされている。

「市民参加」という言葉そのものは、地方公共団体側から見たローカルアジェンダ 21 の策定のポイントであるが、ローカルアジェンダ 21 は、国際的にみれば、市民サイドがイニシアティブをとって策定されるケースも多々あり、むしろこうした場合においては「いかにこのプロセスに行政、事業者等を巻き込んでいくか」がポイントになる。すなわち、「市民参加」ではなく「行政参加」という逆の見方もありうるのである。

しかし、国内の事例としては、志木市の「市民がつくる志木市の環境プラン」、日野市の「市民版・日野・まちづくりマスタープラン」などのような市民がイニシアティブをとって地域のアクションプランをつくる例はそれほど多くはない。この両市においては、それを行政側が市民の提案としてしっかりと受け止め、行政自らが策定する環境基本計画等に反映させている点は両市の先進性を示すものといえる（p. 56、p. 74参照）。

「流域」を意識した市民参加の取り組みも多く進んでいる。本報告書では山梨県、神奈川県における桂川・相模川流域でのローカルアジェンダ 21 づくりについて紹介しているが（p.22）、ローカルアジェンダ 21 と銘を打っていなくとも、流域の住民、環境団体、行政、経済団体が集まり、交流と学習を通じて持続可能な地域づくりに取り組んでいる例がいくつかある。例えば、平成 7 年 9 月に発足した「北上川流域連携交流会」においては、市民団体、市町村長、経済界、国の省庁を巻き込んだ「北上川流域の管理システム」づくりをめざしている。また、都市部では、鶴見川の流域規模の市民連携、自然環境重視の川づくりと新しい流域文化づくりをめざした「鶴見川流域ネットワーキング」が、行政とのパートナーシップのもとに活発な活動を繰り広げている⁴。

⁴ 「グローバルネット」1997 年 4 月号、(財)地球・人間環境フォーラム

これらの事例は「流域単位の地域づくり」をメインの目的に据えているため、ローカルアジェンダ 21 と呼ぶには異論があるところである。しかし住民主体の地域づくりとしては学ぶべき点が多い。これらの住民の取り組みを、行政がいかにサポートし、かつ全体の行政の計画と協調を図っていくかが、効果的なパートナーシップの構築の鍵を握っている。高知県四万十川流域では、**四万十川流域住民ネットワーク**が発足し、県の協力とバックアップのもとに活動を進めている（高知県では、流域全体の「循環」、「予防」、「調和」の基本理念に沿い、住民参加も得て 1996 年 3 月「清流四万十川総合プラン 21」を策定している）。

（3） 地方公共団体とローカルアジェンダ 21

しばしば「環境基本計画」との関係から「ローカルアジェンダ 21」の性格について議論されるが、環境基本計画は行政がその策定、実施主体となる行政計画であるのに対し、「ローカルアジェンダ 21」は地域のすべての主体が関わる「社会計画」といったものであるという見方もある。この見地からすれば「ローカルアジェンダ 21」の策定および実施に地方公共団体のみが責任をもって行わなくてはならないというものではない。しかし地域を担う主要な主体の一つとして、また地方公共団体が長年環境行政を担ってきた実力と経験をもつという事実からも、さらに、志木市や日野市のように市民が自らローカルアジェンダ 21 策定に取り組む土壌はまだ日本では稀であるという現状からいっても、やはり、現状では地方公共団体がローカルアジェンダ 21 策定のイニシアチブをとることが望まれる。

いくつかの地方公共団体（詳細調査 12 事例のうち 3 事例）が、環境基本計画を「ローカルアジェンダ 21」として位置づけ、積極的な市民参加を得て策定しているのは、こうした流れを汲んだものであり、ある意味では人的財政的時間的な無駄を省こうという試みである。しかし本来はこの 2 つは性格の異なるものではある。社会全体合意形成のもとに社会全体の行動計画を定めた「ローカルアジェンダ 21」が策定され、その中で地方公共団体の役割を明確に定めた「環境基本計画」が存在するのだという考え方もある。

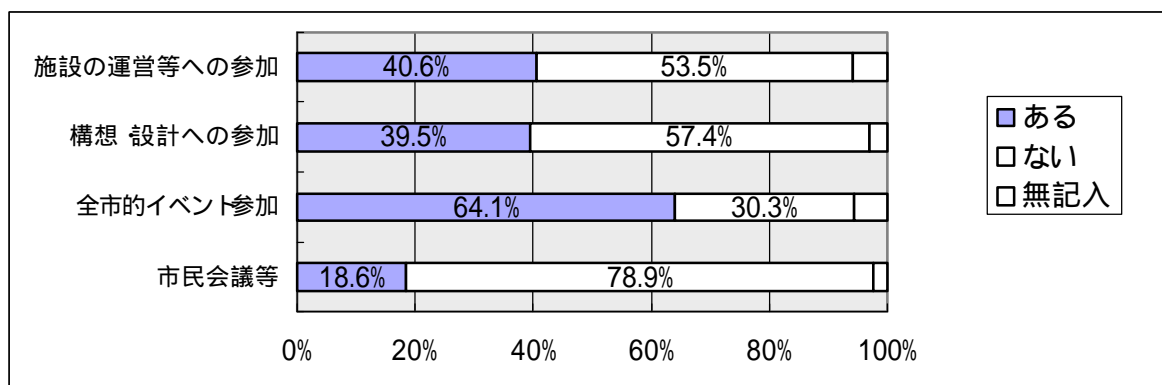
豊中市の例では行政の環境基本計画と、社会全体の計画であるローカルアジェンダを共通の目標を掲げて同時並行で策定し、その実施にあたって相互が協力・評価しあうような仕組みをつくらうとしている点で非常に興味深い試みである。

「世田谷区環境行動指針」のように、環境基本計画の実施計画としての側面、区民・事業者・区の行動指針という側面、事業者としての区の率先行動計画という 3 つの面を兼ね備えているケースもある。同区では、同指針（特に について）に区の環境マネジメントシステムの一環としての機能を持たせている。

また、ローカルアジェンダ 21 策定・実施のプロセスは地方公共団体にとって、市民とのパートナーシップ構築のための良い機会ともなりうる。政策参加の仕組みとしての市民会議的なものは、以前から一部の地域では取り組まれてきたものの、実際に現在設置しているとしている自治体は少ない（図 1）。また、多くの地方公共団体においては、市民団体・NGO をパートナーとして対等だと認識してはいるものの、関係はそれほど深くはない（図 2、図 3）。ローカルアジェンダ 21 の策定により、行政や市民団体をはじめ、各主

体が交流や学習・議論を通じて認識を深めるよい機会となりうる。これを端的に示しているのが、「アジェンダ 21 桂川・相模川」の事例であり、相模大堰の建設をめぐる行政と鋭く対立してきた市民団体と行政が同じテーブルにつき、議論を戦わせながらも、流域の将来像を見いだしていった過程は双方にとって貴重な体験だったという。このようにローカルアジェンダ 21 策定・実施プロセスは地方公共団体にとっても市民との効果的な協調関係をつくりあげる場、また、地域住民にとっても、行政との日常的な接点のなかから、成熟した真に市民といえるだけの見識を身につける相互学習の場となりうる。

図1 市民参加の動向

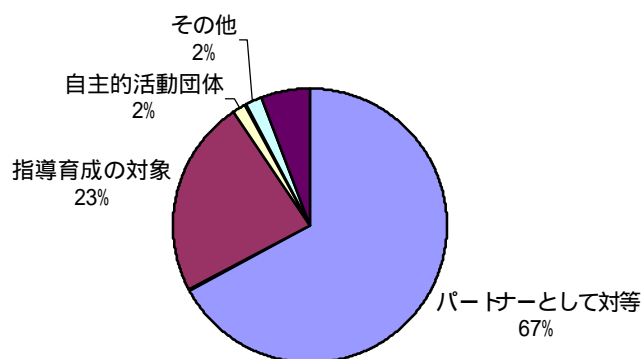


全国の市 668 を対象とした調査。回答率 73.2%。以下、図2、図3同。

出典)「都市における新しい行政のあり方等に関する調査」(平成9年3月、(財)日本都市センター)

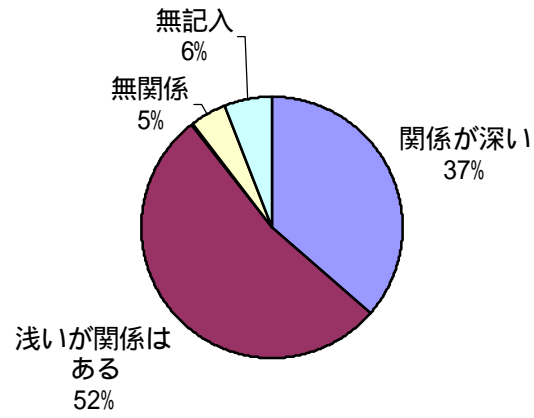
図2 NGO の位置づけ

問い：貴市では市民活動団体をどのよに位置づけていますか(当てはまるもの1つに)



出典)「都市における新しい行政のあり方等に関する調査」(平成9年3月、(財)日本都市センター)

図3 市民活動団体と行政の関係



出典)「都市における新しい行政のあり方等に関する調査」
(1997年3月、(財)日本都市センター)

2 ローカルアジェンダ 21 をめぐる国際的な動向

ローカルアジェンダ 21 の枠組みは地球サミット後も国際的に支援され、国連持続可能な開発委員会 (CSD)⁵ 第 3 回委員会 (1995 年 4 月) でも、「地方自治体の日」が設けられ、6 つの都市におけるローカルアジェンダ 21 プログラムの展示などを通じて、地方自治体の経験が委員会の討議に取り入れられた。さらに、CSD 第 4 回会議 (1996 年 4 月 18 日～5 月 3 日) において国連政策・調整持続可能な開発局 (DPCSD) と ICLEI は 1997 年の国連総会特別セッション (UNGASS) によるアジェンダ 21 の 5 年間総括を念頭におき、ローカルアジェンダ 21 の取り組みの実績調査を協同で実施する計画を発表し、これは CSD でも支持された。

こうして ICLEI は DPCSD と協力して、1996 年 4 月から 97 年 1 月の間、ローカルアジェンダ 21 の展開と、アジェンダ 21 第 28 章の実施状況についての評価に関する 2 段階にわたる調査を実施した。以下この調査の結果を『ローカルアジェンダ 21 策定状況調査 - 地方自治体、政府機関、国際機関によるアジェンダ 21 への取り組みに関する調査』(ICLEI, 1997 年 10 月) に沿って概観する。

(1) 国際的なローカルアジェンダ 21 策定状況

調査の第 1 段階は、各国別にローカルアジェンダ 21 の作業の範囲と広がりに関する量的なデータを収集することを目的に、92 の各国持続可能開発協議会 (NCSD) とそれに対応する各国の国連代表部、そして 148 の地域および国内 LGO に対して行われたもので、全部で 53 の回答が得られ、58 カ国の活動が報告された。

第 2 段階では、自治体におけるローカルアジェンダ 21 計画策定と実施について質的な概観を得るために、196 の地方自治体について行われ、全部で 90 の回答が 26 カ国から寄せられた。このうち、ローカルアジェンダ 21 の ICLEI の定義 (p.2) に基づき、最終的な結果からは除外された事例もある。

これらの調査の結果、1996 年 11 月 30 日現在、64 カ国の 1800 以上の地方自治体がローカルアジェンダ 21 の動きに参加していることがわかった。特に、全国的なローカルアジェンダ 21 キャンペーンが進行している 11 の国々、オーストラリア、ボリビア、中国、デンマーク、フィンランド、日本、オランダ、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリスで最も積極的に取り組まれていた (下表参照。全報告数の 82% がこれらの国々で占められていた)。また、先進国の都市による取り組みが 9 割によって占められているのも特徴であった。

また、ローカルアジェンダ 21 策定の質的な調査における「ローカルアジェンダ 21 策定におけるテーマの焦点」については、「環境・経済・社会の問題に平等に対応する」とした地方自治体が最も多数を占め、「環境保護に焦点を当てる」等、他の選択肢を上回った (図 4)。

⁵ CSD はアジェンダ 21 のフォローアップを行う機関として、国連の経済社会理事会のもとに設立された委員会である。我が国を含む 53 の国連加盟国によって構成され、その事務局は、国連本部内に新たに設けられた政策調整・持続可能な開発局 (DPCSD) の中に設けられている。

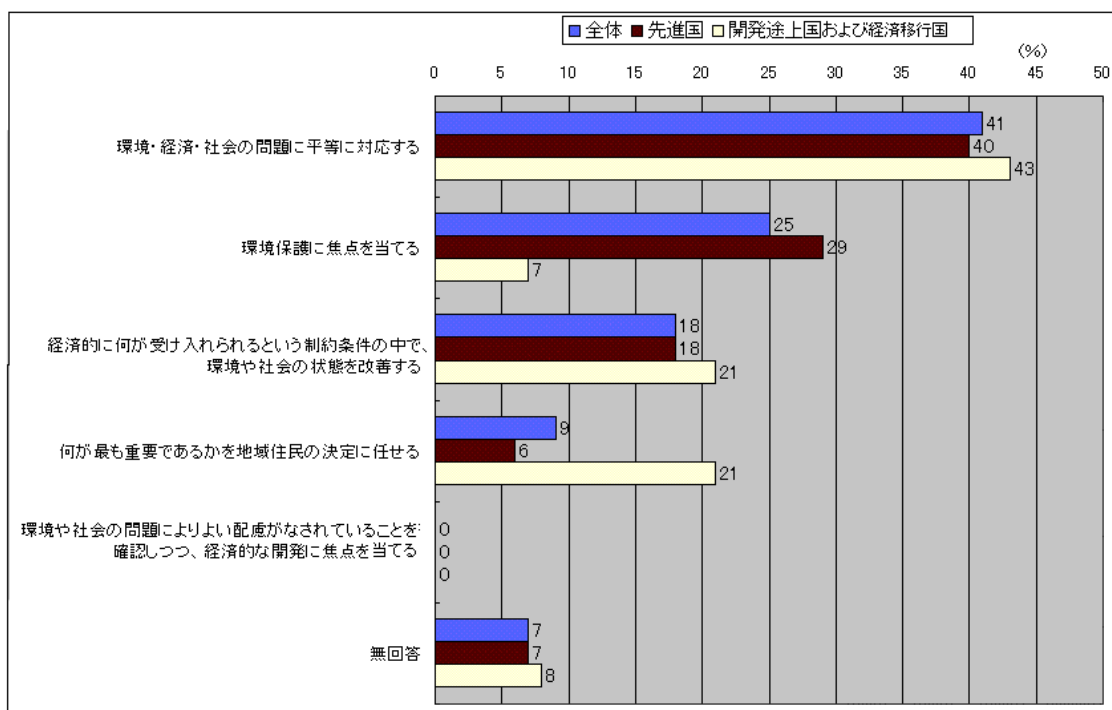
表1 ローカルアジェンダ 21 策定調査結果

(数字はローカルアジェンダ 21 の取り組みを進めている自治体の数)

| | |
|--------------------|---|
| アフリカ 39 自治体 | マラウイ 6、南アフリカ 10、ガーナ 1、ケニヤ 4、モロッコ 3、モザンビーク 2、ナイジェリア 1、セネガル 1、タンザニア 3、チュニジア 1、ウガンダ 2、ザンビア 1、ジンバブエ 4 |
| アジア・太平洋 131 自治体 | オーストラリア 40、中国 14、日本 26、韓国 9、インド 20、インドネシア 6、ネパール 1、ニュージーランド 3、パプアニューギニア 1、フィリピン 3、タイ 6、ベトナム 2 |
| ヨーロッパ 1576 自治体 | デンマーク 147、フィンランド 88、オランダ 143、ノルウェー 415、スウェーデン 307、イギリス 285、ドイツ 30、ギリシャ 13、アイルランド 22、アルバニア 1、オーストリア 2、ベルギー 5、クロアチア 1、エストニア 1、フランス 15、ハンガリー 12、イタリア 22、ラトビア 1、ルクセンブルク 1、ポーランド 3、ポルトガル 10、ルーマニア 2、ロシア 5、スロベニア 1、スロバキア 3、スペイン 29、スイス 2、ウクライナ 10 |
| 中東 4 自治体 | エジプト 1、トルコ 3 |
| 北米・カリブ海 28 自治体 | アメリカ 19、カナダ 7、セントルシア 2 |
| 南アメリカ 34 自治体 | ボリビア 13、ブラジル 8、コロンビア 4、ペルー 5、チリ 1、エクアドル 3 |
| 合計 | 64 カ国、1812 自治体がローカルアジェンダ 21 を推進 |

図4 ローカルアジェンダ 21 策定におけるテーマの焦点

問) ローカルアジェンダ21または持続可能な開発の計画策定プロセスにおいて、あなたの自治体が採用しているアプローチを最もよく説明しているものは、次のどれですか。



(2) ローカルアジェンダ 21 策定のアプローチ

ローカルアジェンダ 21 策定への参加とコンセンサス構築のためにとられているアプローチについては、ワーキンググループまたはマルチセクターの円卓会議、質問票、コミュニティ・ミーティングやフォーラムなどの回答が多かった。また、ローカルアジェンダ 21 の策定、実施、モニターなどのプロセスにどのようなセクターの参加を取り込んでいるかという問いに対しては、ビジネスセクター、コミュニティ組織、NGO、教育セクター、科学研究機関（大学）などの順に回答が多かった（図 5）。このほか、他の自治体、青少年、女性、労働組合、少数民族、先住民、文化団体組織、政党、公共サービス機関、教会、消費者グループ、国際組織、地域サークル、老人や障害者あるいは失業者の代表などが挙げられた。

また、行動計画を実施していくための尺度については、すでにローカルアジェンダ 21 の行動計画を完成している 33 の自治体が回答しているが、「具体的で測定可能な目標」という回答数が最も多く（24 件）、次いで地方自治体の法に基づく計画との正式な関連づけを挙げたところが多かった（21 件）。

前述のように、ローカルアジェンダ 21 の取り組みが最も進んでいる諸国は、全国的または地域的なローカルアジェンダ 21 推進のキャンペーンが進んでいる国々である（日本も含まれている）。これらのキャンペーンは、各地方自治体に対して、情報、支援用の資料やツール、研修、セミナー、人材・技術交流、事業開始の資金 - を提供している。

また、ローカルアジェンダ 21 の開始や実施に対する障害としては、資金的な支援の不足、情報の不足、経験知識の不足の 3 つを主要なものとして挙げている自治体が多い。

図 5 ローカルアジェンダ 21 策定へのさまざまなセクターの参加 (件数)

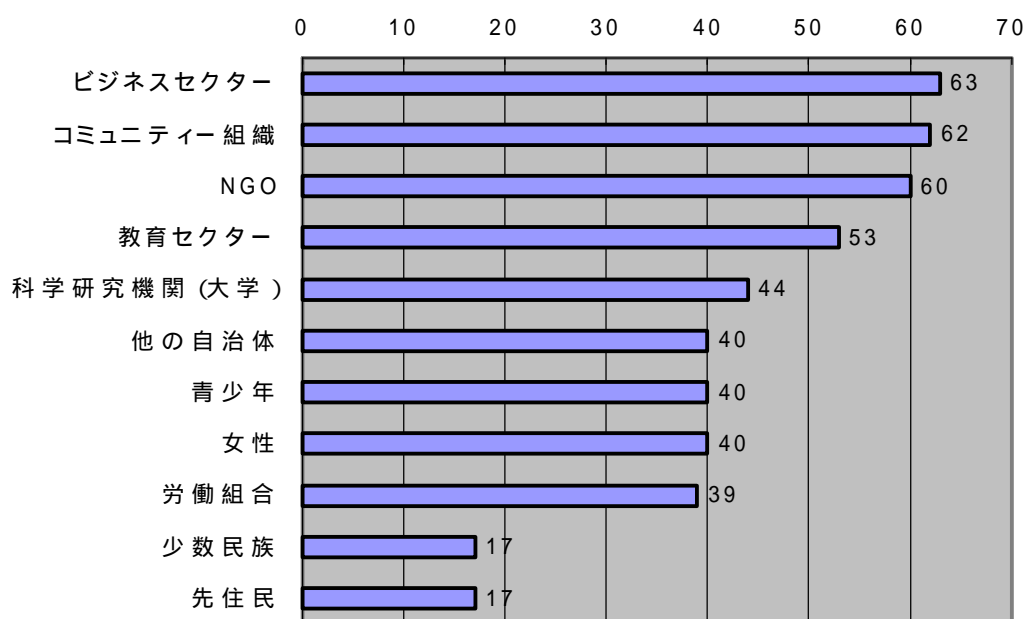
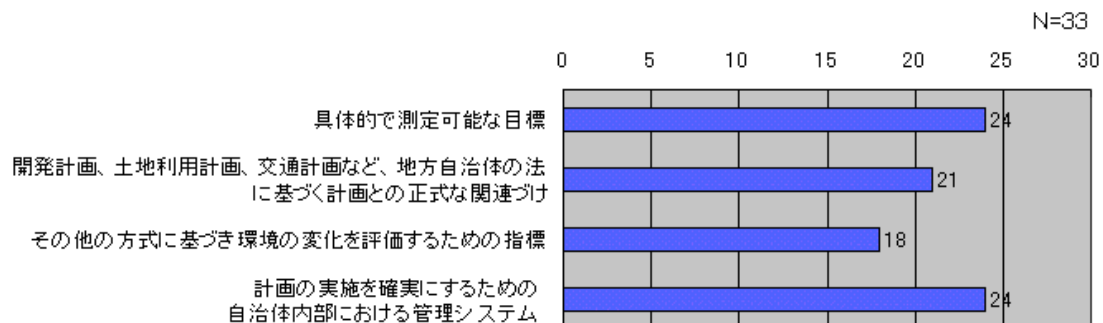


図6 ローカルアジェンダ21 行動計画実施の尺度



(3) 評価の仕組みづくり

ローカルアジェンダ21の推進に取り組んできたICLEIでは、現在、「Cities21」プロジェクトとして、各自治体の気候変動、住民参加、水資源管理等を評価することに取り組んでいる。この評価の対象にはローカルアジェンダ21の取り組みも含まれ、今後、このプロジェクトの成果を軸として、ローカルアジェンダ21の評価のための基準づくり等が進んでいくものと思われる。

「Cities21」プロジェクトは、自治体が自らの地域が持続可能な社会づくりに向けてどれだけ進展してきたかの評価を助けるようなメカニズムを確立すること、地域レベルでの環境政策・プログラムの影響を評価・モニターし、将来とるべき行動の優先順位を検討すること、実践されている環境活動で最も優れたものを認定し、その情報を交換すること、自治体の環境活動を評価するための共通の指標の枠組みをつくり、指標データ収集および分析に必要なツール及び方法をテストすること - 等を目的にしており、このプロジェクトへの参加自治体が、議員、技術職の自治体職員、地域の大学あるいは研究機関、NGO - を含む「Cities21」地域プロジェクトチームを設立し、気候変動、ローカルアジェンダ21の進展状況等を評価するというものである。

3 国内でのローカルアジェンダ 21 の取り組み

(1) ローカルアジェンダ 21 策定状況

国内の都道府県・政令指定都市においては平成 10 年 6 月 30 日現在、38 都道府県および 11 政令指定都市においてローカルアジェンダ 21 が策定されており、4 都道府県および 1 政令指定都市において策定中である（都道府県・政令指定都市を対象とした環境庁調査による）。

表2 ローカルアジェンダ 21 の策定状況

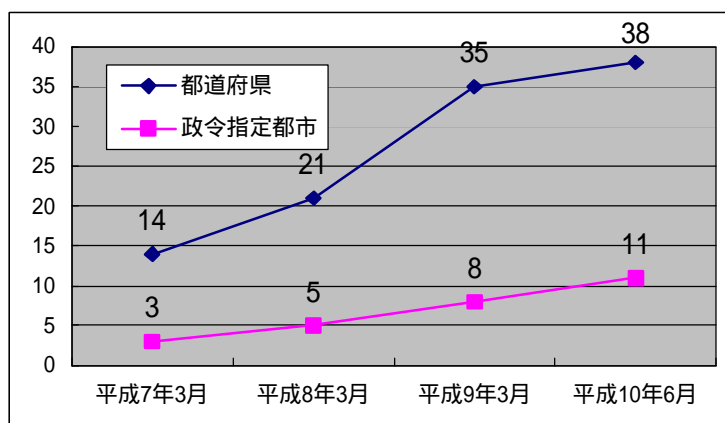
(平成 9 年 3 月 31 日現在、環境庁調査)

| 自治体名 | 名称 | 策定期期 |
|--------|--|-------------|
| <都道府県> | | |
| 北海道 | 北海道地球環境保全行動指針 (アジェンダ 21 北海道) | 平成 8 年 4 月 |
| 青森県 | あおもリアジェンダ 21 (青森県地球環境保全行動計画) | 平成 9 年 3 月 |
| 宮城県 | 宮城県地球温暖化対策地域推進計画 | 平成 7 年 3 月 |
| 福島県 | 福島県地球環境保全行動計画アジェンダ 21 ふくしま | 平成 8 年 3 月 |
| 茨城県 | 「地球温暖化防止行動計画」 | 平成 6 年 5 月 |
| | 「ごみ減量化行動計画」 | 平成 5 年 3 月 |
| | 「緑のいばらぎ推進計画」 | 平成 6 年 5 月 |
| | の 3 計画を併せてローカルアジェンダ 21 として位置づけている。 | |
| 群馬県 | 「環境にやさしい生活の工夫」 | 平成 6 年 3 月 |
| | 「群馬県環境基本計画」 | 平成 9 年 2 月 |
| | 「群馬県地球温暖化対策推進計画」 | 平成 10 年 3 月 |
| 埼玉県 | HOT な地球を救うホットな行動プラン (彩の国ローカルアジェンダ 21) | 平成 9 年 3 月 |
| 千葉県 | 千葉県地球環境保全行動計画 | 平成 5 年 11 月 |
| 東京都 | 東京都地球環境保全行動計画 | 平成 4 年 5 月 |
| 神奈川県 | アジェンダ 21 かながわ | 平成 5 年 1 月 |
| 新潟県 | 新潟県地球温暖化対策地域推進計画 | 平成 9 年 3 月 |
| 富山県 | 富山県地球環境保全行動計画 (地球にやさしいとやまプラン) | 平成 10 年 3 月 |
| 石川県 | 「石川県環境基本計画」 | 平成 9 年 2 月 |
| | に長期的目標や指針を掲げ | |
| | 「石川県地球温暖化地域推進計画」 | 平成 10 年 3 月 |
| | 「リサイクル型社会構築行動計画」 | |
| | に具体的な行動を盛り込んでいる。 | |
| 福井県 | 福井県環境基本計画 | 平成 9 年 3 月 |
| 山梨県 | 「環境首都・山梨」づくりプラン | 平成 6 年 3 月 |
| 長野県 | 長野県環境基本計画 | 平成 9 年 2 月 |
| 岐阜県 | 岐阜県地球環境保全行動計画 (ぎふアジェンダ 21) | 平成 8 年 3 月 |
| 静岡県 | 静岡県地球温暖化防止対策地域推進計画 (ふじのくにアジェンダ 21) | 平成 8 年 3 月 |

| | | |
|----------|---|---|
| 愛知県 | あいちアジェンダ 2 1 | 平成 6 年 12 月 |
| 三重県 | 三重県地球環境保全行動計画 (アジェンダ 2 1 みえ) | 平成 6 年 7 月 |
| 滋賀県 | 地球環境保全のために<アジェンダ 2 1 滋賀> | 平成 6 年 4 月 |
| 京都府 | 京と地球の共生計画 (京都府地球環境保全行動計画) | 平成 9 年 3 月 |
| 大阪府 | 豊かな環境づくり大阪行動計画 | 平成 8 年 6 月 |
| 兵庫県 | ひょうごエコライフ指針 | 平成 4 年 11 月 |
| 奈良県 | 奈良県環境総合計画 | 平成 8 年 3 月 |
| 鳥取県 | とっとりアジェンダ 2 1 | 平成 9 年 2 月 |
| 島根県 | しまね快適環境プラン-みんなの行動計画 | 平成 7 年 3 月 |
| 岡山県 | 地球にやさしい地域づくり指針 | 平成 6 年 3 月 |
| 広島県 | 広島県地球環境保全行動計画 (エコネット 2 1 ひろしま) | 平成 5 年 8 月 |
| 香川県 | 香川県地球環境保全行動指針 (アジェンダ 2 1 かがわ) | 平成 8 年 11 月 |
| 愛媛県 | 「えひめ環境保全指針」 「愛媛県地球温暖化対策地域推進計画」 の 2 計画を併せてローカルアジェンダ 2 1 として位置づける。 | 平成 7 年 5 月 平成 8 年 3 月 |
| 高知県 | ローカルアジェンダ 2 1 高知 | 平成 9 年 2 月 |
| 福岡県 | 環境いきいき共創プラン (福岡県環境保全行動計画) | 平成 9 年 3 月 |
| 佐賀県 | 「さが快適環境プラン」 ~やさしくうるおいのある環境をめざして~ | 平成 6 年 3 月 |
| 長崎県 | 長崎県地球環境保全行動計画 | 平成 8 年 3 月 |
| 熊本県 | 熊本県環境基本計画 | 平成 8 年 12 月 |
| 大分県 | 大分県地球環境保全行動計画 | 平成 6 年 3 月 |
| 宮崎県 | ひむかアジェンダ 2 1 | 平成 9 年 3 月 |
| <政令指定都市> | | |
| 札幌市 | ローカルアジェンダ 21 さっぽろ (北国のエコアクションさっぽろ) | 平成 9 年 11 月 |
| 仙台市 | 「仙台市地球温暖化対策推進計画」 「社の都環境プラン」 の 2 計画が該当 | 平成 7 年 9 月 |
| 千葉市 | 千葉市環境基本計画 | 平成 7 年 3 月 |
| 横浜市 | 横浜市環境管理計画 | 平成 8 年 9 月 |
| 名古屋市 | なごやアジェンダ 2 1 | 平成 8 年 12 月 |
| 京都市 | 京(みやこ)のアジェンダ 21 | 平成 9 年 10 月 |
| 大阪市 | 地球環境を守る身近な行動指針 (ローカルアジェンダ 2 1 おおさか) | 平成 7 年 5 月 |
| 神戸市 | 「神戸市環境保全基本計画」 「神戸市地球環境保全行動計画」 神戸市地球環境市民会議「市民行動計画」 の 3 計画を併せてローカルアジェンダ 2 1 として位置づけている。 | 平成 8 年 3 月 平成 5 年 7 月 平成 5 年 7 月 |
| 広島市 | できることから始めよう地球のために! 「地球にやさしい市民行動計画」 | 平成 8 年 3 月 |
| 北九州市 | アジェンダ 2 1 北九州 | 平成 8 年 3 月 |
| 福岡市 | 「環境にやさしい都市をめざす福岡市民の宣言」 「環境にやさしい都市をめざす福岡市民の行動計画」 「福岡市地球温暖化対策地域推進計画」 の 3 計画を併せてローカルアジェンダ 2 1 として位置づけている。 | 平成 4 年 6 月 平成 4 年 12 月 平成 6 年 3 月 |

また、都道府県政令指定都市のローカルアジェンダ 21 の策定自治体の数を年度ごとに見てみると、下記の図のように、平成 7 年から 8 年にかけて都道府県の自治体が多く策定していることがわかる。

図7 ローカルアジェンダ 21 策定自治体数



出典 環境庁調査をもとに作成

(2) ローカルアジェンダ 21 の内容

我が国におけるローカルアジェンダ 21 の取り組みは各地方公共団体のイニシアチブのもとに着実に進展してきており、市民参加を図る独自の工夫、地域の特色を活かした事例、進展状況をモニタリングする仕組みづくりなどにおいても個々の地域でさまざまな取り組みがなされている。

本調査では、ローカルアジェンダ 21 の内容把握のため、平成 11 年 2 月～3 月にかけて下記の 13 の地方公共団体に訪問取材を行い、さらに 29 の地方公共団体がローカルアジェンダ 21 と位置づけている各種計画についての資料調査を行った。

表3 本調査で訪問取材を行った地方公共団体

| | |
|----------|---|
| 都道府県 | 北海道、神奈川県、京都府 |
| 政令指定都市 | 札幌市、京都市、熊本市 |
| その他の市区町村 | 江別市（北海道）、志木市（埼玉県）、豊中市（大阪府）、日野市（東京都）、飯田市（長野県）、水俣市（熊本県）、世田谷区（東京都） |

これらの地方公共団体の選定基準は以下の通りである。

- 都道府県、政令指定都市、その他の市町村から少なくとも 1 事例ずつ。
- 地域特性をいかしたユニークな取り組みを行っている事例。
- 策定や実施に、積極的に市民参加のシステムづくりを行っている事例。
- 自治体全体の施策との関連づけを行っている事例。
- 独自の数値目標を設け、そのフォローアップに力を入れている事例。

次節以降に、その主要な傾向を概観する。

1) 市民参加の工夫

地方公共団体がローカルアジェンダ 21 の策定を行う際、ローカルアジェンダ 21 の基本要素の一つである市民参加はその成功の鍵を握る。策定にあたり、早い段階から市民、地域団体、民間企業の参加を得て、どこまで対話・議論を行えたか、合意形成を行えたかということは、ローカルアジェンダ 21 プロセスの成功を左右するといっても過言ではない。

多くの地方公共団体がローカルアジェンダ 21 の策定に当たり、検討会、推進会議、策定委員会のようなものを設置している。これらの検討会では事務局は地方公共団体の環境関係部課におきながら、学識経験者、市民団体、関係団体を巻き込んだ検討を行うことが多い。例えば高知県では平成 9 年 2 月、「ローカルアジェンダ 21 高知」を策定しているが、ここでもローカルアジェンダ 21 策定委員会を設置し、その中に 4 名の県民代表をメンバーに加えている。

京都市では、平成 8 年 10 月から行政、市民団体、学識経験者、事業者などからなる「京のアジェンダ 21 検討委員会」(座長：内藤正明・京都大学大学院工学研究科教授、事務局：京都市環境保健局環境保全室環境管理課(当時))を設置し、会議とテーマごとのワーキンググループを設けて内容を詰めていった(p.48)。全体委員会としては 11 回開催、小委員会を含めてトータルで 39 回開催した。委員会は公開で行われ、座長が傍聴市民に対して意見をきくこもしばしばだった。

京都市の検討会委員メンバーの市民団体委員、事業者団体委員の所属は以下の通りである。多くの環境団体の参加を得ていることが特徴となっている。

<参考1> 京のアジェンダ 21 検討委員会メンバーの所属団体

| | |
|----------------|-----------------|
| (社)京都青年会議所 | 京都市地域女性連合会 |
| リアル・リンク・京都 | 京都府中小企業団体中央会事務局 |
| 鴨川を美しくする会 | 京都商工会議所 |
| 環境市民 | (社)京都工業会 |
| 京都消費者団体連絡協議会 | (社)京都府建設業協会 |
| (財)京都ユースホステル協会 | 京都商店連盟 |

素案づくりをほぼ白紙の状態からすべて公募の市民に任せ、委員会の運営も市民によって行われたのが日野市環境基本計画の例である。ここではその骨子を、公募の市民 109 人からなる市民ワーキングチームで策定した。公募は市の広報を通じて行い、応募者は全員「市民」の資格として参加した。ここから 5 つの分科会を設け、運営はすべて市民が行った。これに加え、市環境関連課の職員で構成される庁内ワーキングチームも有志職員を公募し充実を図り、各分科会に参加し市民をサポートした。平成 9 年 10 月～平成 10 年 8 月の間に開催した分科会の回数は延べ 118 回というから、いかに市民委員が熱心に活動したかが窺える。

志木市では公募により集まった多種多様なジャンルの市民 24 人と、事業者 2 人の 26 人からなる「環境市民会議」および庁内検討会議により、志木市環境基本計画の素案づく

りを行った（p.56）。同計画に先立ち、市内の環境団体「エコシティ志木」により「市民がつくる志木市の環境プラン」が策定された意義は大きく、これが同計画を推進する上での具体的な取り組みとして大きく反映されている。

市民意識調査、アンケート調査をローカルアジェンダ 21 策定の素材の一つとしている地方公共団体のうち、いくつかの団体ではその中にローカルアジェンダ 21 への具体的な意見やアイデアを募集し、ローカルアジェンダ 21 の中に取り込んでいる。北海道（p.29）では平成 8 年 4 月に策定した「北海道地球環境保全行動指針」（アジェンダ 21 北海道）の中で、平成 7 年 12 月～平成 8 年 1 月にかけて実施したアンケート調査から市民のワンポイントアドバイスを盛り込んだ。（例えば省資源・資源リサイクルの項目で「コーヒーかすは部屋の脱臭剤や肥料に利用する」「古い衣料は雑巾にしたり、ストッキングをハタキや紐に利用する」など）。京都府においても、同様の手法で府民意見をローカルアジェンダ 21 に盛り込んでいる（p.37）。

志木市環境基本計画においては、「市民がつくる志木市の環境プラン」の中で挙げられている課題等に関する市民意識を再確認するために、市民 2000 人、企業 200 社、小学生 620 人を対象にして行われた（p.56）。

飯田市では「21'いいだ市環境プラン」を平成 8 年 12 月に策定しているが、平成 6 年に小中学生、一般市民から公募した 110 名の「環境調査員」および市内の環境団体「伊那谷自然友の会」による市内自然環境の現況（指標動植物、「将来に守り残したい自然と景観」調査、地形地質）の調査を行い、同プランに反映させている（p.80）。

ローカルアジェンダ 21 の策定プロセスを重視し、ワークショップや環境塾の場での各主体（市民、事業者、行政等）の相互的な学習の場を設置している例もある。

豊中市では「とよなか市民環境会議」において 2 年間にわたるアジェンダづくりが取り組まれてきたが、同会議は環境学習と行動を通じた成果をアジェンダに反映するという「アクションアプローチ」を採用しており（p. 92）、策定過程すべてが各主体にとって環境学習の場であった。その取り組みの一つとして、「豊中環境塾」を平成 9 年 6 月～8 月にかけて開催した。また、「とよなか市民環境会議」の若手メンバーが「エコキャラバン隊」として、自治会や学校、企業などに出向き、環境問題について話し合うという試みも行われている（今までに約 30 回）。同市民会議の輪がより外に広がることをねらったもので、行政側からの働きかけではなく、参加市民のイニシアチブによって行われた。

鎌倉市は平成 9 年 3 月に、「鎌倉市環境保全行動指針～鎌倉の環境のためにわたしたちができること」を策定しているが、市民ワークショップによる意見の集約を図った。これはグループワーキングにより各自がやっていること、できること、支援があればできること等をまとめ、発表するという形式でおこなった。

2) 数値目標の設定

ローカルアジェンダ 21 の実効性を高めていく、あるいはその進捗状況の目安にするために、数値目標を設定している事例も多い。京都府や東京都、埼玉県などでは二酸化炭素の排出量を指標として用いている。また、市民参加の状況（豊中市）、市民の環境行動や意識（飯田市）などのユニークな指標を採用している場合、あるいは記述的な目標像を掲げるなど、数値目標については各地独自の取り組みを行っている。

埼玉県では平成 9 年 3 月、「HOT な地球を救うホットな行動プラン～彩の国ローカルア

ジェンダ 21」を策定しているが、ここで二酸化炭素の削減目標として 一人当たりの二酸化炭素排出量を 2000 年（平成 12 年）以降概ね 1990 年（平成 2 年）レベルで安定化を図る、一人当たりの二酸化炭素排出量を 2005 年から 2010 年の期間内に 1990 年レベルから 20%削減するよう努める - としている。

豊中市では市の環境基本計画、および豊中アジェンダ 21 で 6 つの共通の環境目標・指標を定めた（パートナーシップ型活動参加者数、一人あたり二酸化炭素排出量、ごみの純排出量、雨水浸透率、環境基準達成状況、緑被率）ここで環境保全行動の＜効果＞ではない「パートナーシップ型活動参加者数」を目標に含めることにより、各主体間の協力がいかに重要であるかを打ち出している（p. 92）。

志木市環境基本計画では、みどりの面積と一人当たりの公園面積、水洗化率の向上、ごみ減量、温室効果ガスの削減、環境基準の達成維持 - の 5 つを掲げている。

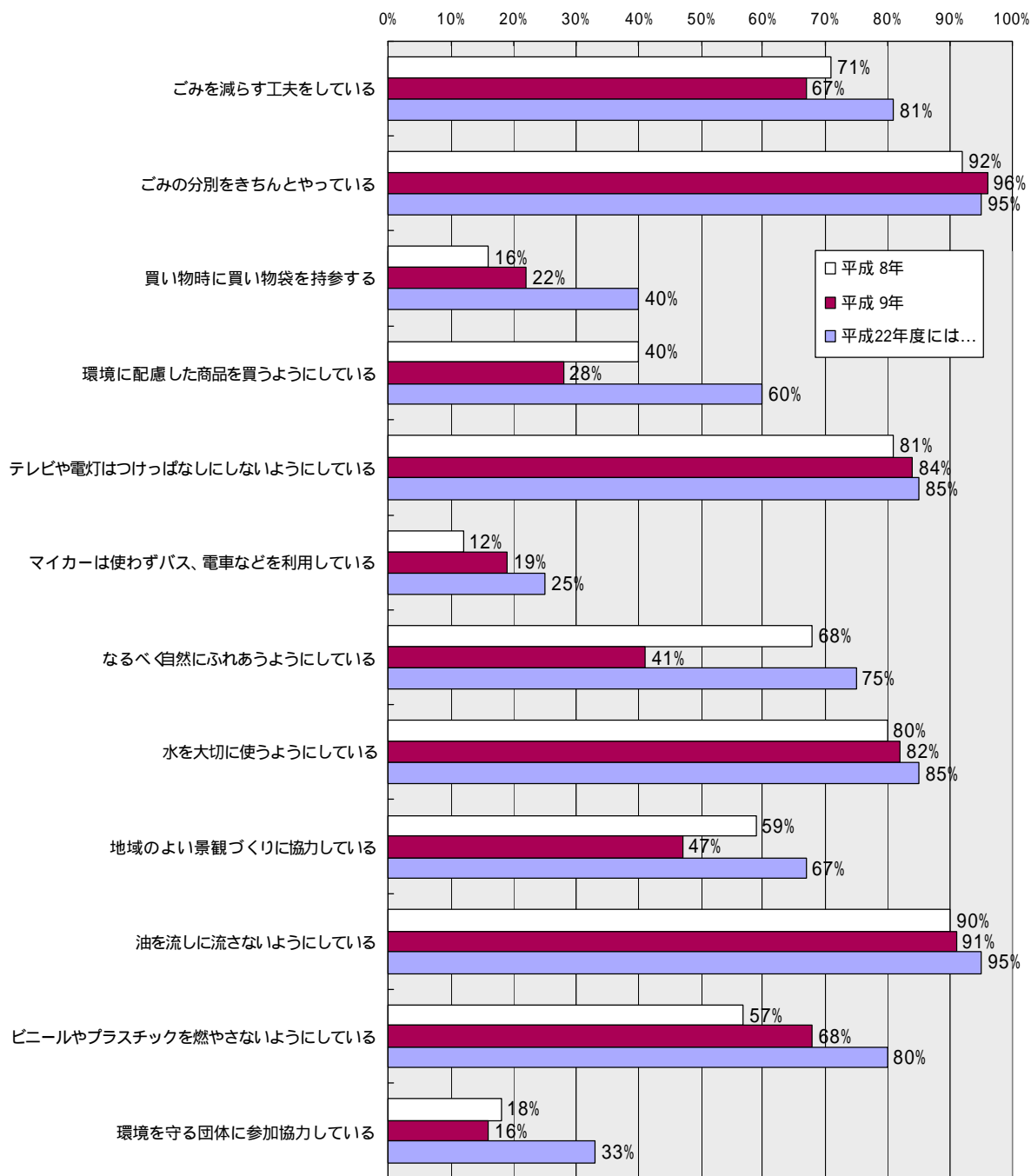
水俣市では、平成 8 年 3 月に水俣市環境基本計画を策定し、これをローカルアジェンダ 21 と位置づけているが、同計画においては特に数値目標は定めていないものの、地区ごとに環境に関する行動目標を設定し、地区環境協定を住民と市が結んで実施していくものとしている。

飯田市の「21' いいだ市環境プラン」では、一人当たりのごみの排出量、ごみの資源化率、太陽光発電の普及、上水使用量等、分野ごとの多くの目標をかかげているが、「意識づくり」という項目では、「市民の環境に対する取り組みの実行の度合い」を高めることを掲げている。ここでは、「ごみを減らす工夫をしている」、「買い物袋持参」、「マイカーを控える」などの市民意識調査（無作為 1000 人）の結果を用いている（図 5）。

数値目標のユニークな例としては、前述の「清流四万十川総合プラン 21」（平成 8 年策定、高知県）も興味深い⁶。ここでは、「森林の保全と林業の振興」として、複層林面積を 2005 年までに 6000ha 増加させること、「農地の保全と農業の振興」として、地域内リサイクル肥料生産量を 12000 トンとすること、「自然を活用した観光の振興」として、カヌー館利用者数、トンボ自然館利用者数、「こどもが自由に遊べ、親しめる川づくり」として「こどもが自由に魚を捕れる場所」を 10 カ所確保すること、流域の連携として「四万十住民ネット加入団体数」を 20 団体とすること等を掲げている。また、基本テーマである「清流の保全と創造」については、「四万十川方式」と呼ばれる独自の水処理システム施設設置基数、四万十川の自然遡上区間率のほか、「生活排水浄化率」という指標を公共下水道普及率、農業集落排水施設普及率、合併浄化槽設置基数、単独浄化槽設置基数、四万十川方式浄化施設などを加味して定義している。

⁶ これは、別段ローカルアジェンダ 21 として策定されたわけではないが、計画の数値目標の興味深い事例として、また、同プランが持続可能な流域を指向している、住民参加を得ている等ローカルアジェンダ 21 と共通の要素も若干有することから掲載した。

図8 「21'いいだ市環境プラン」における「意識づくり」の指標
 住民アンケートにおける5段階項目の中で、「実行している」、「だいたい実行している」と答えた住民の割合。



3) ローカルアジェンダ21の共通構成要素

調査対象事例のうち、共通して見られたローカルアジェンダ 21 の構成要素は以下のようなものである。

- | | |
|----------------------------|---|
| 1) ローカルアジェンダ 21 の位置づけ・策定方法 | 策定の必要性、当該 LA の性格、策定の経緯・方法など。具体的な策定スケジュール、委員の名簿などは巻末の関連資料にまとめて掲載されている例が多い。 |
| 2) 現状分析 | 地球環境問題についての記述、地域の環境問題の分析など |
| 3) 基本方向・目標 | 目指すべき方向性を標語、数値などで記述 |
| 4) 行動指針・計画など | LA の本体をなす部分で、ほとんどすべての事例において、市民、事業者、行政 - 等の各主体ごとの取り組み内容を列挙している。多くが、3) の基本方向・目標ごとに4) を分類している。 |
| 5) フォローアップ | 計画のフォローアップについて具体的に書かれている事例は少なく、多くはフォローアップの重要性、あるいは各主体のパートナーシップの重要性について記述するに留まっている。 |

2) については香川県地球環境保全行動指針、京と地球の共生計画～京都府地球環境保全行動計画、あおもりアジェンダ 21、富山県地球環境保全行動計画～地球にやさしいとやまプラン～、ローカルアジェンダ 21 高知 - など多くのローカルアジェンダ 21 において、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少等、主要地球環境問題 9 分野について、簡単な説明を設けている。一方、持続可能な地域社会像の形成をめざしていくというローカルアジェンダ 21 の性格からいって、より重要になるのが、地域における環境問題の分析、また地球環境への影響の分析であろう。飯田市では前述の通り、一般市民からの公募等により、市内の詳細な環境調査を行い、「21 いいだ市環境プラン」に反映させている。京都府の「京と地球の共生計画」では、二酸化炭素、メタンについて、京都府の人為的排出行為による 1990 年（平成 2 年）における排出量を推計している。

3) 4) については、調査したほぼすべてのローカルアジェンダ 21 において、地球温暖化等の地球環境問題への対応および地域の自然環境保全、水質・大気汚染の対応項目がある。具体的には、省エネルギー、環境配慮型の交通システム、環境に配慮した住まい・オフィスづくり、森林資源の保全、フロン対策・酸性雨対策、湧水や雑木林・河川・海浜等の地域の自然環境の保全、水質・大気保全等である。

具体的な行動指針の記述については、例えば「省エネルギー」、「省資源」、「環境にやさしい商品の購入」、「自然との共生」などの各分野ごとに、市民、事業者、行政の各主体ごとの行動を掲げているものが多い。

例えば、青森県が平成 9 年 3 月に策定した「青森県地球環境保全行動計画～あおもりア

ジェンダ 21」では、環境にやさしい人づくり、環境と調和した地域づくり、環境に配慮した社会システムづくり、国際協力の 4 つの基本方向ごとに合計 19 の行動メニューを掲げ、〈県民行動〉、〈事業者行動〉、〈行政行動〉として 1～4 程度の行動を挙げている。

世田谷区(東京都)では、平成 9 年 4 月に「世田谷区環境行動指針」を策定しているが、ここでは、「区民・事業者・区のとるべき行動指針」および「区の率先行動計画」の 2 つが盛り込まれている。前者については、7 つの原則と 14 の行動計画、後者については 11 の率先行動項目を掲げている。同指針にはまた、生垣助成制度や、雨水浸透施設設置助成制度、環境共生工事への支援制度などを各行動のそばに配置し、必ず問い合わせ先を明記している点など、その後の実践のためのきめの細かい配慮が行われている。

4) 地域特性を活かした計画づくり

京と地球の共生計画～京都府地球環境保全行動計画では、府民、事業者、行政の行動主体に加え、観光客が多いという土地柄から、「旅行者」も一つの主体として位置づけており、旅行者用の行動メニューも掲げられている。(府では旅行者版の同計画のパンフレットを府内のホテル等におき、行動をよびかけている。)

「環境」をキーワードに地域づくりに積極的に取り組む水俣市では、「水俣市環境基本計画」(平成 8 年 3 月)をローカルアジェンダ 21 として位置づけているが(p.100)、これは「水俣の海・山・川を守り伝え、共に生きる暮らしの創造」の実現をめざした、随所に水俣らしさを反映させたものとなっている。例えば、自然林の保全、再生として「シイやカシ、ツバキ、クス、モミ、トガなどで山の頂や尾根筋、急傾斜地、山の中腹、奥山は自然林に再生する」こと、「荒神さんのある所とその周辺は自然林に再生」することを掲げているほか、海の保全・再生で、「自然の渚の保全」「光の届く浅い海の保全」「埋立地などの人工護岸の多自然化」、また、自然な川べりの森の保全と回復として「川筋、谷筋の河畔林の保全(自然な川べりの地形、雑木や竹：メダケ、ホウライチク、ハチク、マダケ、柳やメツツパリ(セキショウ))」を挙げている。

5) フォローアップ体制

調査対象のローカルアジェンダ 21 において、内容の実施をフォローアップする仕組みを構築しているものは意外と少なかったが、以下にフォローアップ体制の例をいくつか紹介する。

京都市では、平成 10 年 11 月、「京のアジェンダ 21」に示された取り組みを具体化するため市民、事業者、市民団体、事業者団体、行政機関により構成される「京のアジェンダフォーラム」を設立した。環境家計簿、グリーンコンシューマーづくり、ISO 支援等 6 つのワーキンググループを設けている。

水俣市では、地区環境協定の締結と実施などを通じた同市環境基本計画のフォローアップを図っていくとしている。

世田谷区では平成 9 年 4 月に策定された「世田谷区環境行動指針」および同区環境基本計画を、区の環境マネジメントシステムのツールとして位置づけているが(p.66)、そのフォローアップとして、平成 10 年度、「環境基本計画・環境行動指針 第一次評価・点検報告書」を作成した。今後、これらの結果を踏まえ、同指針を見直し、区全体の環境行動

の「継続的改善」を図っていく。また、同指針を策定段階で発足した「環境行動指針づくりフォーラム」の参加者が中心となり、区内の環境団体等のゆるやかなネットワークである「せたがや環境フォーラム」が発足し、市民・事業者の行動のフォローアップの担い手となっている。

神奈川県では、「かながわ地球環境保全推進会議」が設置され、ローカルアジェンダ 21 のフォローアップを積極的に推進している（p.34）。

平成 7 年 3 月、二酸化炭素排出量を 1990 年（平成 2 年）レベルから 20%削減するという目標を掲げた「熊本市地球温暖化防止地域推進計画」を策定した熊本市では、現在様々な地球温暖化防止施策を行っているが、その一つとして「熊本市民 CO₂ 削減宣言」運動を行っている。これは同市がなるべく多くの市民に二酸化炭素の削減に取り組んでもらうため、平成 10 年 9 月から 20%削減を宣言した市民の登録制度を行うというもので、「ごみ減量」、「省エネ」、「自動車の効率的利用」など 15 項目の中から市民自身が実践活動を宣言し、市に登録をする。平成 11 年 3 月 30 日現在、9,915 人の熊本市民が宣言を行った。登録した市民にはアイドリングストップのステッカー、「温暖化、青い地球に赤信号」の標語が印刷された日常生活のチェック表などが配布される。また、事業者の CO₂ の削減宣言についても、2000 社ほどをめどに集めたいとしている。市環境企画課では、この運動を全市に広げることで、6%の二酸化炭素の削減を見込んでいるほか、同じような運動を他の自治体でも取り組むよう呼びかけている

6) ローカルアジェンダ21 策定の成果

取材対象の多くの地方公共団体が、ローカルアジェンダ 21 策定による最大の効果として、策定作業を通じた参加各主体（市民、事業者、行政）の議論による学習・経験が深まったことを挙げている。

豊中市では、策定プロセスの効果としてこのほかに、地域でのさまざまな環境配慮型の行動をする機運が高まったこと、地域の将来像を共有できたこと、ある参加者のアイデアを別の参加者が現実化するアイデアを出すといった行政のみでは不可能な相乗効果 - を挙げている。

京都市の行政担当者は、「従来の『市民対行政』といった図式を脱却し、お互いにパートナーシップを身をもって学習できた。市民の関わり方も『自分も自発的に計画策定に参加したのだから、その実施にも積極的に関わろう』というようなものになってきた」という点を挙げている。

日野市は、「策定課程を通じて、市の側は市民参加、参画の新しい手法を模索し、ある程度身につけることができた。環境基本計画策定の際の市民ワーキングチームの手法は、もっと改善されながら、今後市の緑の基本計画などの策定に活かされている」としている。